

第30回

定時株主総会
招集ご通知 日時2021年6月24日（木曜日）
午前10時 場所岡山市北区駅元町1番5号
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（社外取締役及び
監査役を除く。）に対す
る譲渡制限付株式報酬制
度導入の件

目次

第30回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	4
事業報告……………	8
連結計算書類……………	27
計算書類……………	43
監査報告……………	53

【議決権の事前ご行使ならびにご出席見合わせの
お願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り書面（郵送）又はインターネットにより議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

また、当日の議事は、平年よりも大幅に短縮して実施させていただく予定です。

なお、今後の状況により、株主総会の運営等に関して変更事項が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.saint-marc-hd.com/hd/ir/topics/>）にてお知らせいたします。

【お土産等について】

本年は、株主総会終了後のフリータイム質疑応答会を取り止めとさせていただきます。加えて、昨年よりお土産配布は廃止させていただいております。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。



株主各位

岡山市北区平田173番地104
株式会社 **サンマルクホールディングス**
代表取締役社長 難 波 篤

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り以下の書面（郵送）又はインターネットにより議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

「インターネット等による議決権行使のご案内」（3頁）をご参照いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までには議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1日	時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2場	所	岡山市北区駅元町1番5号 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3目 的 事 項	報 告 事 項	1. 第30期（自2020年4月1日至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第30期（自2020年4月1日至2021年3月31日）計算書類報告の件
	決 議 事 項	
	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	取締役（社外取締役及び監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

.....
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.saint-marc-hd.com/hd/ir/topics/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

ご推奨

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 ▶ 2021年6月23日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

ご推奨

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2021年6月23日（水曜日）午後6時入力分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

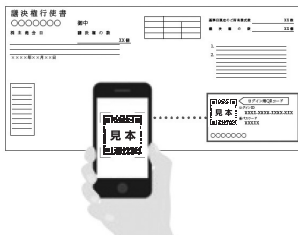
開催日時 ▶ 2021年6月24日（木曜日）午前10時

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

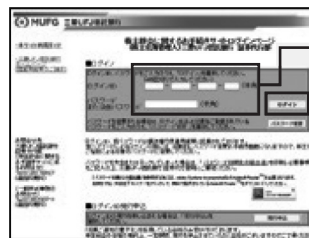


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

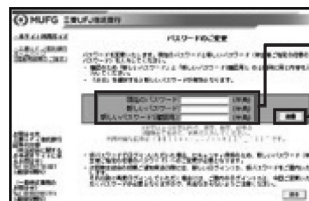
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ 株主総会参考書類 ■

■ 第1号議案 ■ 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は468,665,956円となります。また、2020年12月に1株につき22円の間配当を実施しており、これにより通期の配当金は44円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付け、利益成長に応じた安定的な配当の継続を基本としながら当事業年度の業績を勘案して次のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金項目及びその額

別途積立金 3,500,000,000円

② 増加する剰余金項目及びその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

第2号議案

取締役（社外取締役及び監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役及び監査役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第25回株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であることから、対象取締役は7名となります。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の3万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の交付日から当該対象取締役の退任時までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡及び担保権の設定その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間の途中において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から

当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を本議案の内容に沿った形に変更することを予定しております。具体的には、社外取締役を除く取締役の個人別の金銭報酬は、月例の固定報酬および株式報酬による構成とし、その額は各取締役の役位、職責、在任年数、他社水準、当社連結業績の評価等に基づき、過半数の委員を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会にて審議及び答申を経た上で、当社取締役会より一任された代表取締役社長が決定することとします。社外取締役の報酬については、その職責に鑑み、月額固定報酬のみを支払うこととします。

また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る当社取締役会決議日時点の時価で評価した金額は本株主総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.13%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数で発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.3%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

(添付書類)

■ 事業報告 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) ■

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、2020年4月に緊急事態宣言が発令され、経済活動及び消費活動が大きく停滞いたしました。緊急事態宣言解除後の6月以降は経済活動が徐々に再開され、政府による各種経済対策もあり一時的な回復がみられたものの、秋口からの感染再拡大に歯止めがかからず、2021年1月には緊急事態宣言が再発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言解除後も国と各地方自治体からの要請による休業や営業時間の短縮に加えて、度重なる感染拡大に伴う不要不急の外出自粛要請やテレワークの常態化により、外食の機会そのものが減少するなど、一段と厳しい経営環境となっております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、お客様と従業員の安全・安心を最優先に考え、店舗における設備の消毒・衛生の徹底、検温、マスク着用や手指消毒など感染防止対策を講じてまいりました。また、中食需要に合わせたテイクアウトメニューの開発やデリバリーへの対応に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高439億87百万円（前期比36.2%減）、経常損失36億23百万円（前期経常利益43億円）、親会社株主に帰属する当期純損失は80億60百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益14億86百万円）となりました。

なお、期中に当社グループ全業態で合計12店舗を出店し、当連結会計年度末の店舗数は、直営店832店舗、フランチャイズ店32店舗、合計864店舗体制となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

レストラン事業

レストラン事業におきましては、ベーカリーレストランにつき、接客サービス力の向上に努めるとともに、洋風御膳やお弁当などのテイクアウトメニューの開発と販売に注力してまいりました。店舗数につきましては、当連結会計年度中に「ベーカリーレストラン・サンマルク」直営店1店舗出店し、直営店42店舗、フランチャイズ店17店舗、計59店舗となりました。また、「ベーカリーレストラン・バケット」は、直営店94店舗となりました。

スパゲティ専門店「生麺工房鎌倉パスタ」につきましては、テイクアウトやデリバリーに適した麺の開発により中食需要への対応を図るとともに、内容充実により特別感を増した季節メニューの開発に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店4店舗出店し、これにより直営店201店舗となりました。

回転ずし「すし処函館市場」につきましては、海鮮丼などランチメニューの充実をはじめとした品質向上による既存店売上の向上を進めてまいりました。店舗数につきましては、直営店7店舗、フランチャイズ店5店舗、計12店舗となりました。

ドリア専門店「神戸元町ドリア」につきましては、テイクアウトメニューの開発と販売を行い、既存業態のブラッシュアップを図るとともに、派生業態の開発に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店1店舗出店し、これにより直営店35店舗となりました。

この結果、レストラン事業売上高は233億42百万円（前期比34.7%減）、営業損失は6億45百万円（前期営業利益31億56百万円）となりました。

喫茶事業

喫茶事業におきましては、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」につき、ボリュームと内容を充実した新タイプ店舗の実験検証に注力してまいりました。出店につきましては、当連結会計年度中に「サンマルクカフェ」直営店5店舗出店し、これにより直営店365店舗、フランチャイズ店9店舗、計374店舗となりました。

フルサービス喫茶の「倉式珈琲店」につきましては、専門店の味をご家庭でも楽しめるようにドリップバッグの商品化や珈琲豆の通信販売に取り組み、店舗管理力を高めるための人材育成に注力してまいりました。当連結会計年度中に直営店1店舗出店し、直営店63店舗、フランチャイズ店1店舗、計64店舗となりました。

この結果、喫茶事業売上高は195億49百万円（前期比37.2%減）、営業損失は18億41百万円（前期営業利益23億78百万円）となりました。

その他事業

当社の実験業態に係る事業であるその他事業におきましては、「奥出雲玄米食堂井上」「ザ・シーズン」「天清」「石焼炒飯店等」の業態ブラッシュアップとビジネスモデルの再構築に取り組んでまいりました。店舗数につきましては、直営店25店舗となりました。

この結果、その他事業売上高は10億95百万円（前期比45.6%減）、営業損失は3億50百万円（前期営業損失1億26百万円）となりました。

当社連結グループのレストラン事業、喫茶事業及びその他事業に係る種類別売上高は、次のとおりであります。

種 類	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
直 営 店 売 上	43,040	97.8	63.8
ロ イ ヤ リ テ ィ 収 入	114	0.3	64.5
F C 関 連 等 売 上	832	1.9	64.8
合 計	43,987	100.0	63.8

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、直営店として生麺工房鎌倉パスタ4店舗、倉式珈琲店1店舗、サンマルクカフェ5店舗、ベーカリーレストラン・サンマルク1店舗、神戸元町ドリア1店舗などの新店及びその他改装等に伴う建物設備、構築物等総額25億17百万円を実施しております。

セグメント別設備投資は以下のとおりであります。

レストラン	993,563千円
喫茶	1,474,631千円
その他	49,359千円
合計	2,517,553千円

なお、上記の他に、当社の事業統括管理等に係る設備投資40,234千円があります。

③ 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症に起因する経済の不確実性が高まっている情勢に鑑み、手元流動性を厚くし、当社グループの経営の安定性を確保するため金融機関より長期借入金として200億円の調達を実施するとともに、極度額100億円の当座貸越契約を締結しております。なお、長期借入金の一部は当連結会計年度中に期限前返済しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2018年3月期)	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	69,084,572	70,073,336	68,908,637	43,987,362
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	6,867,279	6,569,574	4,300,198	△3,623,710
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	3,618,848	2,908,564	1,486,412	△8,060,928
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	162.91	131.84	69.77	△378.39
総 資 産 (千円)	59,945,878	59,034,568	57,434,067	55,811,655
純 資 産 (千円)	47,510,366	46,708,146	46,869,335	37,678,049
1株当たり純資産 (円)	2,138.82	2,192.54	2,200.11	1,768.67

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2018年3月期)	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	8,713,070	8,934,150	9,430,239	6,361,366
経 常 利 益 (千円)	4,618,260	4,498,505	4,957,962	1,932,238
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	2,793,312	2,272,698	2,290,270	△2,197,469
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	125.75	103.02	107.51	△103.15
総 資 産 (千円)	34,009,681	32,358,735	33,168,854	37,744,923
純 資 産 (千円)	32,048,941	30,610,855	31,575,902	28,248,074
1株当たり純資産 (円)	1,442.78	1,436.91	1,482.22	1,326.01

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンマルク	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社函館市場	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社バケット	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社鎌倉パスタ	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社サンマルクグリル	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社サンマルクカフェ	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社倉式珈琲	100百万円	100.0%	飲食業

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 (千円)
株式会社サンマルクカフェ	岡山市北区平田173番地104	8,315,002

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、37,744,923千円であります。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の収束の見通しが立たず、外食業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような中、当社グループは、外食業としての感染拡大防止という社会的責任を果たしていくため、お客様と従業員の安心と安全への取り組みを徹底してまいります。また、コロナによるマイナス影響の長期化に備え、感染防止対策を中心とした衛生管理及び魅力あるメニュー開発により、既存店売上の回復に努めるとともに、テイクアウトやデリバリー等を強化・拡充し、出退店の精度向上、人材採用、M&Aも含めた業容拡大などに全社一丸となって取り組んでまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当 社	① 飲食店等を経営する子会社の支配管理 ② 当社グループの店舗開発、業態・商品開発、教育等の実施 ③ 上記に附帯関連する一切の業務
子 会 社	① 飲食店等の経営またはフランチャイズチェーンシステムによる飲食店等の経営 ② 上記に附帯関連する一切の業務

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

- ① 当社
本社 岡山市北区平田173番地104

- ② 子会社
株式会社サンマルク
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

ベーカリーレストラン・サンマルク	42店舗
------------------	------

株式会社函館市場
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

すし処 函館市場 他	7店舗
------------	-----

株式会社バケット
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

ベーカリーレストラン・バケット 他	94店舗
-------------------	------

株式会社鎌倉パスタ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

生 麵 工 房 鎌 倉 パ ス タ 他	201店舗
---------------------	-------

株式会社サンマルクグリル

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

神 戸 元 町 ド リ ア 他	35店舗
-----------------	------

株式会社サンマルクカフェ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

サ ン マ ル ク カ フ ェ	365店舗
-----------------	-------

株式会社倉式珈琲

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

倉 式 珈 琲 店	63店舗
-----------	------

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
282 (5,194) 名	23名減 (2,244名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当連結会計年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数の減少は、新型コロナウイルス感染症による店舗の一時休業及び時短営業に伴う減少であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100 (169) 名	7名減 (85名減)	43.2歳	7.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当事業年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数の減少は、新型コロナウイルス感染症による店舗の一時休業及び時短営業に伴う減少であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,000,000
株式会社三井住友銀行	2,000,000

(注)当社においては、新型コロナウイルス感染症に起因する経済の不確実性が高まっている情勢に鑑み、当社グループの経営の安定性を確保するため、極度額100億円の当座貸越契約を株式会社中国銀行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,777,370株
- ③ 株主数 49,310名 (前期末比10,573名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
片 山 智 恵 美	4,225,644株	19.84%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1,681,500株	7.89%
株 式 会 社 ク レ オ	1,030,984株	4.84%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	933,200株	4.38%
株 式 会 社 中 国 銀 行	485,548株	2.28%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	480,600株	2.26%
THE BANK OF NEW YORK MELLON	412,110株	1.93%
J P M O R G A N C H A S E B A N K	359,008株	1.69%
B N P P A R I B A S S E C U R I T I E S S E R V I C E S L U X E M B O U R G	334,100株	1.57%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	322,193株	1.51%

(注) 持株比率は、自己株式 (1,474,372株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の内容の概要（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	難波 篤	—
取締役	富 樫 司	事業会社担当兼事業開発本部長
取締役	飯 田 隆 文	S S C 本 部 長
取締役	一 杉 博 文	店 舗 開 発 本 部 長
取締役	下 司 貴 永	情 報 シ ス テ ム 本 部 長
取締役	岡 村 淳 弘	管 理 本 部 長
取締役	藤 川 祐 樹	社 長 室 長
取締役	中 川 雅 文	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 株式会社はるやまホールディングス監査役
取締役	渡 辺 勝 志	弁 護 士
常勤監査役	北 島 久	—
監査役	江 郷 知 己	—
監査役	石 井 辰 彦	弁 護 士 萩原工業株式会社監査役
監査役	福 原 一 義	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 株式会社ウエスコホールディングス取締役

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長綱嶋耕二、常務取締役藤井律子、尾崎人士及び浅野克彦の各氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 2020年6月25日開催の第29回定時株主総会において、難波篤、富樫司、飯田隆文、一杉博文、下司貴永、岡村淳弘及び藤川祐樹の各氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、難波篤氏は、同日開催の取締役会において、代表取締役社長に選定され就任いたしました。
3. 取締役中川雅文及び渡辺勝志の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役北島久、江郷知己、石井辰彦、福原一義の各氏は社外監査役であります。
5. 取締役中川雅文氏及び監査役福原一義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役中川雅文、渡辺勝志及び監査役江郷知己の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に辞任または解任された取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約による保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

取締役の報酬は基本報酬のみで構成します。

b. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。また、支給は、月次での固定報酬としており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

⑤ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	142,197千円 (11,286千円)	142,197千円 (11,286千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	13名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,670千円 (17,670千円)	17,670千円 (17,670千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	4名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	159,867千円 (28,956千円)	159,867千円 (28,956千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	17名 (6名)

- (注) 1. 取締役の支給人員及び支給額には、2020年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬等の限度額は、2005年11月24日開催の臨時株主総会において、月額3,300千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 務 先 会 社 名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	中 川 雅 文	株式会社はるやまホールディングス	社外監査役	－
社外監査役	石 井 辰 彦	萩 原 工 業 株 式 会 社	社外監査役	－
社外監査役	福 原 一 義	株式会社ウエスコホールディングス	社外取締役	－

(注) 社外取締役中川雅文、社外監査役石井辰彦、福原一義の各氏の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

⑦ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	中川 雅文	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
	渡辺 勝志	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外 監査役	北島 久	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	江郷 知己	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	石井 辰彦	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
	福原 一義	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から決算関連について適宜必要な助言、発言を行っております。

⑧ 社外役員の責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
PwC京都監査法人
 - ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - a. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
47,000千円
 - b. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
47,000千円
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、a. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
 - ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容
該当事項はありません。
 - ⑥ 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・サンマルクグループの経営理念、行動指針に基づき、コンプライアンス重視を条件とした経営方針を経営計画に盛り込むこととし、業務分掌規程の運用等の他に啓蒙活動、各種教育等を通して法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。
 - ・取締役会は、取締役会規程により経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。
 - ・監査役会は、監査役会規程に基づき取締役の職務執行状況につき監督機能強化を図ることとし、社長直轄の内部監査室を置き、必要に応じて監査役会と連携をとりながら、取締役及び使用人の業務全般の妥当性につき監査することとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役会及び経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存及び管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置し、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努める。また、必要に応じて顧問弁護士など外部の専門家の助言を求め、適切な対応を適時検討することとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期経営計画を策定し、進捗状況を定期的なチェックによりプロセスの有効性の確認を行うとともに、ITを活用した全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 - ・当社グループ企業内の社内メール会議等の閲覧権限を取締役に付与し、恒常的に問題点の把握に努めるとともに意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び事業子会社も含めたグループ経営会議を設置し、企業集団における業務の適正性を図るため、随時、個別案件の検討を行う。
 - ・事業子会社について、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定するほか、当社取締役及び使用人が事業子会社の監査役を兼任し、グループ内の横断的な業務の適正性の向上に努めることとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、内部監査室等に属する使用人に監査業務に必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査役会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、監査役以外の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告または情報提供を行うこととし、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監査役へ報告することとする。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役会が定める職務の分担等に従い、取締役会の他、グループ内の重要な会議に出席するとともに稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行について
 - ・取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会は、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、職務の執行の監督を行っております。
- ② 監査役の監査体制
 - ・監査役は、取締役会その他グループ内の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。
- ③ コンプライアンス
 - ・コンプライアンス重視を盛り込んだ経営計画を策定しております。また、内部通報制度を運用し、コンプライアンスの実効性確保に努めております。通報内容については、社内イントラネットを介して権限を保有した者と情報共有されるとともに、社外取締役及び監査役も閲覧可能となっており、独立した立場も含めて改善のプロセスを進捗確認できる仕組みを構築し、運用しております。また、コンプライアンス管理規程により通報者が保護される体制を整備しております。
- ④ リスク管理体制
 - ・当社取締役及び事業子会社取締役で編成されるグループ経営会議を毎月実施し、グループ内の各種リスクを洗い出し、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じております。
- ⑤ 内部監査
 - ・内部監査室は適時、監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

■ 連結計算書類 ■

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	55,811,655	(負債の部)	18,133,605
流動資産	19,639,726	流動負債	5,104,838
現金及び預金	15,015,996	買掛金	1,778,203
売掛金	3,422,767	未払金	2,369,855
原材料及び貯蔵品	316,358	未払法人税等	530,465
その他	901,015	賞与引当金	83,327
貸倒引当金	△16,411	資産除去債務	69,624
固定資産	36,171,928	未払消費税等	16,314
有形固定資産	20,944,394	その他	257,046
建物及び構築物	16,094,781	固定負債	13,028,766
工具、器具及び備品	944,524	長期借入金	8,000,000
土地	3,894,354	長期未払金	18,441
建設仮勘定	10,734	退職給付に係る負債	253,885
無形固定資産	177,532	資産除去債務	4,505,435
ソフトウェア	145,347	繰延税金負債	126,254
その他	32,184	その他	124,749
投資その他の資産	15,050,002	(純資産の部)	37,678,049
投資有価証券	896,039	株主資本	37,671,404
関係会社長期貸付金	260,000	資本金	1,731,177
繰延税金資産	4,815,837	資本剰余金	3,038,999
敷金及び保証金	8,883,750	利益剰余金	36,480,336
その他	455,127	自己株式	△3,579,108
貸倒引当金	△260,752	その他の包括利益累計額	6,644
資産合計	55,811,655	その他有価証券評価差額金	6,644
		負債純資産合計	55,811,655

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
売	上	43,987,362
売	上	9,692,490
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費	34,294,872
営	業 損 失 (△)	38,330,821
営	業 外 収 益	△4,035,949
	受 取 利 息	7,891
	受 取 配 当 金	1,574
	受 取 賃 貸 料	198,180
	債 務 勘 定 整 理 益	40,049
	感 染 拡 大 防 止 協 力 金	342,996
営	業 外 費 用	176,843
	支 払 利 息	355,298
	支 払 賃 借 料	59,629
	中 途 解 約 違 約 金	164,007
	そ の 他	107,498
	経 常 損 失 (△)	24,162
特	別 利 益	△3,623,710
	助 成 金 収 入	1,095,950
特	別 資 産 売 却 益	999
	固 定 資 産 損 失	6,855,523
	固 定 資 産 売 却 損	37,820
	固 定 資 産 除 却 損	221,596
	減 損 損 失	3,753,115
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	128,231
	繰 上 返 済 手 数 料	45,159
	事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	311,400
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	2,358,199
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△9,383,283
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	772,376
	法 人 税 等 調 整 額	△2,094,732
	当 期 純 損 失 (△)	△8,060,928
	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	—
	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△8,060,928

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 残高	1,731,177	3,038,999	45,670,330	△3,578,840	46,861,667
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,129,065		△1,129,065
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△8,060,928		△8,060,928
自己株式の取得				△267	△267
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△9,189,994	△267	△9,190,262
2021年3月31日 残高	1,731,177	3,038,999	36,480,336	△3,579,108	37,671,404

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日 残高	7,668	7,668	46,869,335
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,129,065
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△8,060,928
自己株式の取得			△267
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,024	△1,024	△1,024
連結会計年度中の変動額合計	△1,024	△1,024	△9,191,286
2021年3月31日 残高	6,644	6,644	37,678,049

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 株式会社サンマルク
株式会社函館市場
株式会社バケット
株式会社鎌倉パスタ
株式会社サンマルクグリル
株式会社サンマルクカフェ
株式会社倉式珈琲

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 株式会社サンマルクイノベーションズ
SAINT MARC USA INC.
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社サンマルクイノベーションズ
SAINT MARC USA INC.
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.

- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は、主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る 会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす仮定及びそれに基づく見積りを用いておりますが、これらに基づく数字は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(1) 固定資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上高が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価格から50%以上下落した場合、ならびに退店を決定した場合に減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。当社グループでは、減損損失の認識にあたっての割引前将来キャッシュ・フローの算定については過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等、一定の見積り及び仮定に基づいております。これらの仮定及びそれに基づく見積りは、今後の市場動向等により有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性があります。なお、当社の資産グループであるレストラン事業、喫茶事業ならびにその他事業（実験業態）に属する各店舗についてはいずれも市場環境や競合関係等に大きな差異が見られないことから、同一の見積り及び仮定に基づき、減損の兆候の判定、認識、ならびに測定を行っております。当連結会計年度においては、有形固定資産として209億44百万円、減損損失として37億53百万円を計上しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）に基づき、当社および当社の関係会社各社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき各社を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。繰延税金資産の計上額については、毎期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当連結会計年度においては、繰延税金資産として48億15百万円、法人税等調整額として20億94百万円を計上しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額1,459,452千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ420,276千円、税金等調整前当期純損失は563,619千円増加しております。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を引き続き予見することは困難であることから、当連結会計年度末以降、6ヶ月間程度にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,291,421千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,777,370株	－株	－株	22,777,370株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月25日開催の第29回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 660,397千円
- ・1株当たり配当額 31円00銭
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月26日

ロ. 2020年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 468,667千円
- ・1株当たり配当額 22円00銭
- ・基準日 2020年9月30日
- ・効力発生日 2020年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2021年6月24日開催予定の第30回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	468,665千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月25日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、必要に応じて金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり、当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

長期借入金は、新型コロナウイルス感染症に起因する経済の不確実性が高まっている情勢に鑑み、手元流動性を厚くし、当社グループの経営の安定性を確保するために調達したものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注) 2. 参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	15,015,996	15,015,996	—
(2) 売掛金	3,422,767	3,422,767	—
(3) 投資有価証券	791,039	790,029	△1,010
(4) 敷金及び保証金	8,883,750	8,902,250	18,499
資産計	28,113,554	28,131,044	17,489
(1) 買掛金	1,778,203	1,778,203	—
(2) 未払金	2,369,855	2,369,855	—
(3) 未払法人税等	530,465	530,465	—
(4) 長期借入金	8,000,000	8,000,000	—
負債計	12,678,524	12,678,524	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、公社債投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	当連結会計年度（2021年3月31日）		
		連結貸借対照表計上額	時価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	700,000	698,990	△1,010
	(3) その他	—	—	—
	小計	700,000	698,990	△1,010
	合計	700,000	698,990	△1,010

② その他有価証券

(単位：千円)

	種類	当連結会計年度（2021年3月31日）		
		連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	64,462	54,789	9,673
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	64,462	54,789	9,673
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,488	3,606	△117
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	23,088	25,000	△1,911
	小計	26,577	28,606	△2,029
	合計	91,039	83,396	7,643

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 105,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	105,000
合 計	105,000

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	15,015,996	—
売掛金	3,422,767	—
投資有価証券		
満期保有目的の債券		
国債・地方債等	—	—
社債	—	700,000
敷金及び保証金	195,755	8,687,995
合 計	18,634,520	9,387,995

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,768円67銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△378円39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
レストラン事業 (千葉県船橋市他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業 (京都市下京区他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
その他事業 (神奈川県藤沢市他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,753,115千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物3,423,465千円、工具、器具及び備品185,729千円、その他143,920千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

非連結子会社に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、SAINT MARC USA INC.に対して128,231千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(3) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,356,361千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,213千円
見積りの変更による増加額	1,459,452千円
時の経過による調整額	33,024千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△309,992千円</u>
期末残高	<u>4,575,059千円</u>

(4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類 ■

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	37,744,923	(負債の部)	9,496,848
流動資産	11,755,015	流動負債	818,648
現金及び預金	10,860,965	買掛金	241,821
売掛金	672,684	未払金	179,578
原材料及び貯蔵品	7,697	資産除去債務	12,782
前払費用	18,261	未払費用	17,098
関係会社短期貸付金	35,000	未払法人税等	328,443
未収入金	119,872	前受金	15,643
その他	41,262	預り金	16,846
貸倒引当金	△729	賞与引当金	6,434
固定資産	25,989,908	固定負債	8,678,199
有形固定資産	3,506,660	長期借入金	8,000,000
建物	1,113,659	長期未払金	80
構築物	15,720	退職給付引当金	49,187
工具、器具及び備品	49,577	長期預り敷金保証金	469,676
土地	2,327,702	長期預り金	30,548
無形固定資産	111,679	資産除去債務	128,708
ソフトウェア	102,287	(純資産の部)	28,248,074
電話加入権	4,120	株主資本	28,241,430
商標権	4,202	資本金	1,731,177
その他	1,068	資本剰余金	14,355,692
投資その他の資産	22,371,568	資本準備金	14,355,565
投資有価証券	796,039	その他資本剰余金	126
関係会社株式	16,042,427	利益剰余金	16,020,088
出資金	926	利益準備金	12,000
関係会社長期貸付金	3,952,000	その他利益剰余金	16,008,088
長期前払費用	17,775	別途積立金	17,487,000
敷金及び保証金	683,483	繰越利益剰余金	△1,478,911
建設協力金	169,975	自己株式	△3,865,528
繰延税金資産	968,940	評価・換算差額等	6,644
破産更生債権等	43	その他有価証券評価差額金	6,644
貸倒引当金	△260,043	負債純資産合計	37,744,923
資産合計	37,744,923		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目							金 額												
売	上			高			6,361,366												
売	上	原		価			1,992,278												
	売	上	総	利	益		4,369,087												
販	費	及	び	一	般	管	理	費	2,484,035										
営		業		利				益	1,885,051										
営	業	外		収				益	796,833										
	受		取	利		息			3,501										
	受	取		配	当	金			1,574										
	受	取		賃	貸	料			745,367										
	そ			の		他			46,390										
営	業	外		費		用			749,646										
	支		払	利		息			59,629										
	支	払		賃	借	料			654,694										
	そ			の		他			35,322										
	経		常	利		益			1,932,238										
特	別			利		益			38,218										
助	成			金		収			入	38,218									
特	別			損		失			3,625,595										
	固	定	資	産	売	却	損		13,954										
	固	定	資	産	除	却	損		27,129										
	減		損		損		失		358,086										
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	2,675,912									
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額		128,231									
	繰	上	返	済	手	数	料			45,159									
	事	業	整	理	損	失	引	当	金	繰	入	額	311,400						
	新	型	コ	ロ	ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	に	よ	る	損	失	65,721	
	税	引	前	当	期	純	損	失	(△)									△1,655,138	
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税							546,383
	法	人	税	等		調	整	額											△4,051
	当	期	純	損	失	(△)													△2,197,469

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2020年4月1日 残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	1,847,623	19,346,623
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,129,065	△1,129,065
当期純損失(△)							△2,197,469	△2,197,469
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△3,326,535	△3,326,535
2021年3月31日 残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	△1,478,911	16,020,088

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日 残高	△3,865,260	31,568,233	7,668	7,668	31,575,902
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,129,065			△1,129,065
当期純損失(△)		△2,197,469			△2,197,469
自己株式の取得	△267	△267			△267
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△1,024	△1,024	△1,024
事業年度中の変動額合計	△267	△3,326,803	△1,024	△1,024	△3,327,827
2021年3月31日 残高	△3,865,528	28,241,430	6,644	6,644	28,248,074

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ③ その他有価証券
・時価のあるもの

・時価のないもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ たな卸資産
・原材料及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | |
|-----------|--|----|-------|-----|-------|-----------|-------|
| ① 有形固定資産 | 主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2～38年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～20年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </tbody> </table> | 建物 | 2～38年 | 構築物 | 2～20年 | 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
| 建物 | 2～38年 | | | | | | |
| 構築物 | 2～20年 | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 | | | | | | |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 | | | | | | |
| ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 | | | | | | |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額41,782千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ11,759千円減少し、税引前当期純損失は34,393千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,793,501千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 78,898千円 |
| ② 長期金銭債務 | 437,324千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	
売上高	517,092千円
② 営業取引以外の取引高	660,867千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,474,219株	153株	－株	1,474,372株

(注) 普通株式の自己株式の増加153株は、単元未満株式の買取による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	19,058
貸倒引当金	542,423
退職給付引当金	14,982
関係会社株式評価損	1,177,758
減損損失	93,207
事業整理損失引当金	94,852
資産除去債務	43,097
その他	18,369
繰延税金資産小計	2,003,750
評価性引当額	△1,019,763
繰延税金資産計	983,986
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,910
資産除去債務に対応する除去費用	12,135
繰延税金負債計	15,045
繰延税金資産の純額	968,940

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社サンマルク	(所有)直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注3)	700,000 9,666 13,372	関係会社 短期貸付金	35,000
					賃貸料の受取 (注3)	113,995	関係会社 長期貸付金	1,017,000
	株式会社サンマルクカフェ	(所有)直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注3)	1,000,000 9,900 222,004	関係会社 長期貸付金	1,000,000
	株式会社バケット	(所有)直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1)	1,000,000 48,999 15,161	関係会社 長期貸付金	1,291,000

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の 兼任 等	事業上の関係				
子会社	株式会社鎌倉パスタ	(所有) 直接 100.0 %	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注3)	196,515	—	—
	株式会社倉式珈琲	(所有) 直接 100.0 %	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注3) 増資の引受	500,000 2,052,666 35,472 128,353 2,000,000	関係会社 長期貸付金	384,000
	SAINT MARC USA INC.	(所有) 直接 100.0 %	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 増資の引受 (注2) 貸付金利息 (注1)	55,000 1,520,000 18,180	—	—

(注) 取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付について、貸付金利率は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 増資の引受は、債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであります。
3. 賃貸料は、近隣の取引実勢を勘案し、協議の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,326円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △103円15銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
そ の 他 事 業 (神 奈 川 県 藤 沢 市 他)	営 業 店 舗 資 産	建 構 物 構 築 物 工 具 、 器 具 及 び 備 品 長 期 前 払 費 用 ソ フ ト ウ エ ア

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社の統括部門等の共用資産と実験業態店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（358,086千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物327,305千円、構築物6,054千円、工具、器具及び備品23,202千円、長期前払費用1,507千円、ソフトウェア17千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

非連結子会社に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、SAINT MARC USA INC.に対して128,231千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(3) 助成金収入の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

(4) 繰上返済手数料の内容

長期借入金の一部期限前返済を実施したことに伴う手数料であります。

(5) 事業整理損失引当金繰入額の内容

SAINT MARC USA INC.の清算に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(6) 新型コロナウイルス感染症による損失の内容

新型コロナウイルス感染症に伴う、休業中店舗の人件費、地代家賃及び減価償却費であります。

(7) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	136,553千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
見積りの変更による増加額	41,782千円
時の経過による調整額	1,330千円
資産除去債務の履行による減少額	△38,176千円
期末残高	<u>141,490千円</u>

(8) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 監査報告 ■

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社サンマルクホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 島 久 ㊟

監 査 役 江 郷 知 己 ㊟

監 査 役 石 井 辰 彦 ㊟

監 査 役 福 原 一 義 ㊟

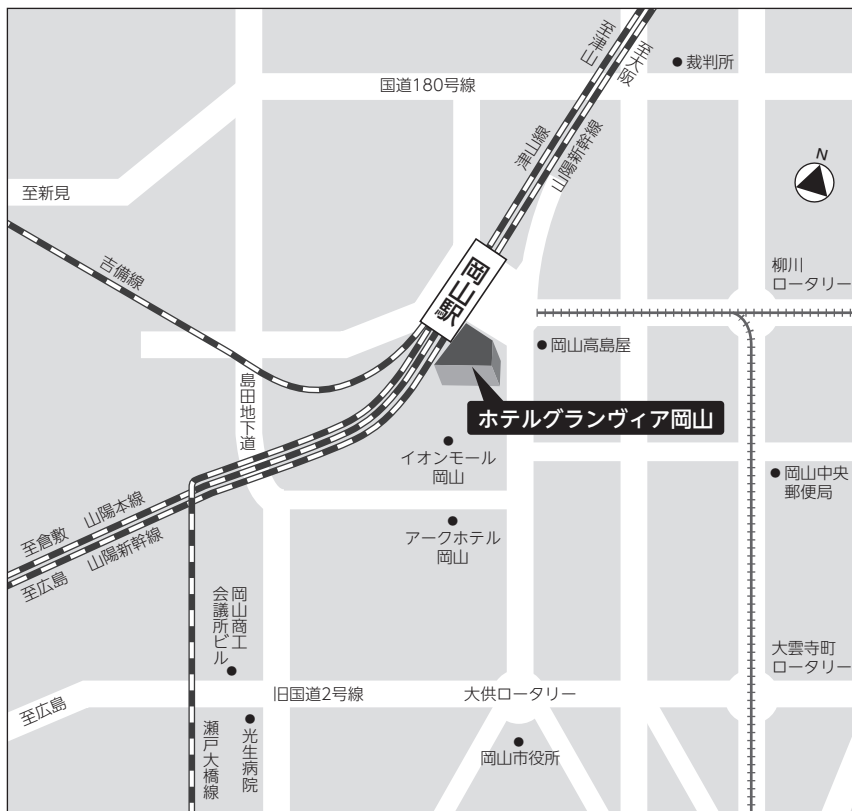
(注) 監査役北島久、監査役江郷知己、監査役石井辰彦及び監査役福原一義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

岡山市北区駅元町1番5号
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
電話 (086) 234-7000



※なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいようお願い申し上げます。

交通 JR岡山駅 中央改札口 徒歩約 1 分

【お土産等について】

本年は、株主総会終了後のフリータイム質疑応答会は取り止めとさせていただきます。加えて、昨年よりお土産配布は廃止させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。